

平成31年第1回

美里町農業委員会定例総会議事録

第1回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 平成31年1月25日(金)午後1時35分から午後3時52分
- 2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室
- 3 出席委員(14名)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	4番 我妻 卓美
5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦	7番 大友 重善
8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一	10番 遊佐 恭一
11番 柴山 真二	12番 尾形 司	13番 鈴木 幸博
15番 邊見 勝寿	16番 伊藤 恵子	
- 4 欠席委員(2名)

3番 大崎 幸信	14番 福田 なほ子
----------	------------
- 5 報告事項
 - 1 農家相談日について
 - 2 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
 - 3 農用権設定の合意解約による通知について
 - 4 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて
 - 5 非農地証明願について
- 6 議事
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 買受適格証明願について
 - 第3号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
 - 第5号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
 - 第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 7 その他連絡・報告事項
 - 1 平成31年1月事業報告について
 - 2 平成31年2月事業予定について
 - 3 その他
- 8 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 菊地 和則
 - 事務次長 高橋 博喜

9 会議の概要

事務局	<p>定刻より5分程おくれましたが、ただいまより平成31年第1回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、これより平成31年第1回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>本日、3番大崎幸信委員と14番福田なほ子委員より総会を欠席する旨の申し出がありましたので、出席委員は14名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。4番我妻卓美委員、5番古内世紀委員のお二人をお願いいたします。</p>
議長	<p>報告事項1番に入ります。</p> <p>農家相談日について、1月10日と1月21日に農家相談を行っております。</p> <p>最初に1月10日の相談日について、担当委員より報告をお願いいたします。</p>
久道雄悦委員	<p>報告事項1番、1月10日の農家相談日の報告をいたします。</p> <p>担当委員は遠見会長職務代理者と佐々木幸一郎委員、そして私、久道の3人で対応し、相談件数は4件でした。</p> <p>1件目は 地区の さんという方で、相談内容は利用権で田んぼ</p>

を頼みたいが、相手が認定農業者でなくても頼めるかということでしたので、できると回答しました。

2件目は、地区の さんという方で、相対で田んぼを耕作してもらっていたのですが、その方が死亡したため、耕作してくれる方を探してほしいという内容でした。相談をしているうちに遊佐さんが、そういえば以前、近所の方で耕作してもいいと言ってくれた人がいる、ということ思い出したので、その方に相談してくださいと助言しました。

3件目は、地区の という方で、長男が家を建てたため、その支払いのために田んぼを売りたい、という相談でした。その方も話しているうちに、地元の方で田んぼを買ってもいい、と言ってくれた人がいるということ思い出して、まず最初にその方に相談してくださいと助言しました。

4件目は、地区の さんという方で、2年前に認定農業者になり、農業で生計を立てたいので耕作面積を大きくしたいという相談でした。対応としては、地元の農業委員と相談しながら面積を増やし、施設野菜を中心に農業経営を考えてください、という回答をしました。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

次に、1月21日の農家相談の報告について、担当委員よりお願いします。

古内世紀委員

続きまして、1月21日について報告します。

担当委員は、伊藤会長、大友重善委員、そして私、古内の3人で対応し、3件の相談がありました。

1件目は地区の さんの妻の さんという方で、台帳地目は田ですが、現況は畑になっている農地を誰かに貸したいという相談でした。自分たちも高齢となり、夫婦ともに耕作できなくなったのでということだったので、地元に通じている委員とも協議しながら、探してみますという対応をいたしました。

2件目は、地区の 、 子さんの息子さんの妻という方が相談に見えられました。現在、農業基盤強化促進法に基づいて利用権設定をして耕作してもらっていたのですが、その期限が今度到来することと、高齢化のため更新の手続き等煩雑なことが少々億劫なので、名義を

息子に直して、息子にやってもらうようにしたいということの相談でした。方法としては贈与という方法がありますが、農業委員会で農地法第3条による所有権移転の贈与で一度申請していただき、最低1年、1作は作付けした上で手続きしてくださいと、助言しました。

それから、3件目は、地区の さんという方で、相談内容は農地の所有者から、これまで貸していた人が亡くなったので、買い取ってほしいという要請を受けたための相談でした。売買金額としてどのくらいが適当なのかお聞きしたいということでしたので、 円前後ではないでしょうかということでお伝えしました。なお、売買の手続きについては、売り主と買い主、両者がともに農業委員会に来て、所定の書類を書いて提出して、許可申請をするようにと助言しました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、報告事項2番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告願います。

事務局

(報告事項2、報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から報告事項2番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知について、一括して説明がありましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項4番、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて、事務局より報告願います。

事務局

(報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から報告事項4番、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて説明がありましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。

ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項5番、非農地証明願について事務局より報告願います。また、1月16日に農地調査委員会にて現地の確認調査を行っておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をいただきます。初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局

(報告事項5について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

遊佐恭一委員

農地調査委員会は、今月から佐々木幸一郎委員と、委員長である、私、遊佐の2名が担当し、伊藤会長、遠見職務代理、事務局から菊地局長の計5名により1月16日に現地調査を行いました。

番号15について、現地は 地区の に位置しております。申請地は舗装して通路として利用され、20年以上経過していることから、現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、議事に入ります。

議長

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了いたしましたので、第1号議案について審議をいたします。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了いたしましたので、第2号議案、買受適格証明願についてについて審議をいたします。

質疑ありませんか。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第2号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第2号議案は原案のとおり許可といたします。

議長

続きまして、第3号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

議長

ここで10分間の休憩をいたします。(14:58)

議長

再開をいたします。(15:07)

議長

休憩前に引き続き、議案番号24、45、69、70、71番の5議案を除いた97議案について審議をいたします。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号24、45、69、70、71番の5議案を除いた97議案に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

続きまして、議案番号24番、45番の2議案について審議いたします

が、農業委員会等に関する法律第31条により、11番柴山真二委員の退席を求めます。

議長 休憩します。(15:08)

議長 再開いたします。(15:09)

議長 休憩前に引き続き、議案番号24番、45番の2議案について審議いたします。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号24番、45番の2議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩します。(15:09)

議長 再開いたします。(15:10)

議長 続きまして、議案番号69番、70番、71番の3議案について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、15番邊見勝寿委員の退席を求めます。

議長 休憩いたします。(15:10)

議長 再開いたします。(15:11)

議長 休憩前に引き続き、議案番号69番、70番、71番の3議案について審議いたします。

議長

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号69番、70番、71番の3議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩いたします。(15:12)

議長

再開いたします。(15:13)

議長

第3号議案、農地利用集積計画書審議については、102議案全て賛成ですので、原案のとおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第4号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局による説明が終了いたしましたので、議案番号11番と12番を除いた10議案について審議をいたします。

質疑ありませんか。7番大友重善委員。

大友重善委員

7番大友です。

1つだけ質問いたします。今まで、農地中間管理事業に対しては使用貸借権というのはなかったような気がするのですが、農地中間管理事業でも使用貸借権ができるという解釈でよろしいと思いますが、それで、そのときの農地の流動化の際の集約の給付金ありますよね、(ここでいう給付金

とは「機構集積協力金のうちの経営転換協力金」である。)それはどうなるのです、使用貸借権でも該当になるのか、その辺詳しく教えてください。

よろしくをお願いします。

議長 事務局、お願いします。

事務局 休憩をお願いします。

議長 休憩します。(15:11)

議長 再開いたします。(15:16)

事務局 7番大友重善委員の質問にお答えします。

機構集積協力金の交付基準につきましては、美里町では産業振興課が担当でございますので、今この場で事務局としては回答できかねる内容でございますので、お調べして、来月総会で回答したいと思いますのですが、よろしいですか。

議長 ただいま、事務局からこの場では回答出来かねる質問であるということですので、来月2月総会での回答でもよろしいですか。

大友重善委員 はい、よろしくおねがいします。

議長 そのほかございませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。

第4号議案、議案番号11番と12番を除いた10議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

続きまして、議案番号 11 番と 12 番の 2 議案について審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律第 31 条により、11 番柴山真二委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(15:17)

議長

再開します。(15:18)

議長

休憩前に引き続き、議案番号 11 番と 12 番の 2 議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第 4 号議案、議案番号 11 番と 12 番の 2 議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。(15:18)

議長

再開いたします。(15:20)

議長

第 4 号議案は原案のとおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構へ進達をいたします。

議長

続きまして、第 5 号議案、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、1 月 16 日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果に

ついでに報告をいただきます。

事務局

(第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告を願います。

遊佐恭一委員

番号1について、現地は 地区の の住宅地に位置しており、転用目的は賃貸集合住宅(アパート)の建築です。街区の宅地面積割合が40%を超えることから第3種農地となりますので、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第5号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第5号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第6号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、1月16日に農地調査委員会によって現地調査を実施しておりま

すので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

事務局より説明願います。

事務局

(第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

遊佐恭一委員

番号1について、現地は 地区 の所有者宅西側に隣接しております。転用目的は美里町発注の「平成30年度町道鹿嶋苗代江線道路改良工事」の作業のための資材置き場設置のための一時転用です。農地区分については駅から500m以内であることから、第2種農地となりますが、一時転用ですので特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第6号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第6号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第1回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成31年 月 日

会 長

署名委員 4番

署名委員 5番